

# 給食用食材の地元農産物検査方法

## 試料採取（生産者または生産者団体）



## （生産者等）自主検査



生産者等において自主検査を行い、セシウム134と137の合算値で、検出限界値(10ベクレル)未満となった地元農産物について、生産者氏名、ほ場所在地、検査年月日、検査結果等を教育委員会へ報告します。

## 調理場(給食センター、学校)検査



自主検査において、検出限界値(10ベクレル)未満となった地元農産物について、給食食材として使用する前に教育委員会が検査を実施し、再度、検出限界値(10ベクレル)未満となった地元農産物について、給食食材として使用します。

## 学校給食食材として使用

